

平成31年1月17日  
福祉保健部健康増進課  
課長 下川 和夫  
電話 055-223-1494

報道関係者各位

## インフルエンザの発生状況について 県全域で警報レベルに入りました。

平成31年第2週（1月7日～1月13日）の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

警報レベルにある保健所（中北、峡東、峡南、富士・東部）の管内人口の合計が、山梨県全体の人口の30%を超えたため、県全域で警報レベルに入ったと考えられます。

（インフルエンザ定点あたりの報告数）

中北保健所管内：**43.9**人<sup>※1</sup>、峡東保健所管内：**47.0**人<sup>※2</sup>、峡南保健所管内：**40.7**人<sup>※3</sup>、  
富士・東部保健所管内：**32.3**人<sup>※4</sup>、中北保健所峡北支所管内：**27.9**人<sup>※5</sup>

警報レベル基準値の30.00以上となったことから、中北保健所・峡東保健所・峡南保健所・富士・東部保健所管内はインフルエンザの警報レベル<sup>※6</sup>、注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、中北保健所峡北支所管内は注意報レベル<sup>※6</sup>になりました。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

- ※1 【中北保健所管内】 14 定点医療機関の合計報告数 615 人 615 人÷14 医療機関≒43.9  
 ※2 【峡東保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 329 人 329 人÷7 医療機関=47.0  
 ※3 【峡南保健所管内】 3 定点医療機関の合計報告数 122 人 122 人÷3 医療機関≒40.7  
 ※4 【富士・東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 291 人 291 人÷9 医療機関≒32.3  
 ※5 【中北保健所峡北支所管内】 8 定点医療機関の合計報告数 223 人 223 人÷8 医療機関≒27.9  
 ※6 保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル  
保健所管内で定点1医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

週	山梨県	中北	峡北	峡東	峡南	富士・東部
2週（1/7～1/13）	38.5	43.9	27.9	47.0	40.7	32.3
1週（12/31～1/6）	11.3	14.5	6.63	10.6	21.7	7.56
52週（12/24～12/30）	7.41	7.14	5.63	6.71	6.00	10.4
51週（12/17～12/23）	4.66	3.86	6.00	3.14	1.67	6.89
50週（12/10～12/16）	2.32	2.07	4.88	2.71	0.33	0.78

## インフルエンザの予防対策

### ●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

### ●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

### ●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。